

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例について

平成27年3月6日

保健福祉部

1 改正の趣旨

基準該当生活介護及び基準該当短期入所の範囲を拡大するとともに、病院の敷地内において指定共同生活援助の事業等を行うことができる特例等を設けるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 介護保険制度における看護小規模多機能型居宅介護事業所で提供されるサービスを基準該当生活介護及び基準該当短期入所とみなす対象に加える。
- (2) 平成37年3月31日までの間、精神病床の病床数の削減を行った病院の敷地内において指定共同生活援助の事業等を行うことができる特例等を設ける。
- (3) 重度の障害者が指定共同生活援助事業所においてその従業者以外の者による居宅介護等を利用することができる特例の期限を平成30年3月31日まで延長する。

3 施行期日

平成27年4月1日